

名護市堆肥センター指定管理者業務仕様書

令和 6 年 8 月
名護市（園芸畜産課）

名護市堆肥センター指定管理者業務仕様書

名護市堆肥センター（以下「堆肥センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

本仕様書は、堆肥センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 堆肥センターの管理の基本

堆肥センターを管理運営するに当たっては、次のことを基本的な考え方とする。

- (1) 事業の運営においては、市民や利用者の意向を十分に反映し、地域に根ざした特色ある運営を行うこと。
- (2) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (3) 堆肥の活用による田畑の土づくりや、家畜の糞尿処理など環境保全により、畜産業等と地域との調和を保ち、農産物の生産性向上に寄与することに努めること。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (5) 個人情報の保護に努めること。

3 施設の概要

(1) 名称 名護市堆肥センター

(2) 所在地 名護市字源河 2534 番地 387

(3) 建物の構造等

- | | |
|--------|--|
| ① 建築年月 | 平成 29 年 1 月竣工 |
| ② 敷地面積 | 15,802.12 m ² |
| ③ 建築物 | 4,484.75 m ² |
| ・堆肥舎 | 鉄骨造（1階建て）、面積：3,685.75 m ² （機械室 30 m ² 、ポンプ室 9 m ² ） |
| ・袋詰舎 | 鉄骨造（1階建て）、面積：700 m ² |
| ・管理事務所 | 補強鉄骨造（1階建て）、面積：60 m ² |
| ・主要設備 | 堆肥製造プラント設備一式、袋詰設備一式、消毒装置一式、計量装置一式 |

(4) 備品

ホイールローダー5台（2 tクラス：4台、1 tクラス：1台）、フォークリフト1台、天蓋トラック（原料等運搬用）1台、マニアスプレッダー1台、セルフトラック（マニアスプレッダー等運搬用）1台、計量システム（端末、伝票プリンター含む。）

4 利用時間

午前9時から午後4時まで 【※指定管理者の業務時間ではありません。】

5 休場日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

なお、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て、上記4の利用時間及び5の休場日を臨時に変更することができる。

6 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

7 法令等の遵守

堆肥センターの管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 名護市堆肥センターの設置及び管理に関する条例
- (3) 名護市公の施設の管理に関する基本条例
- (4) 名護市公の施設の管理に関する基本条例施行規則
- (5) 労働基準法及びその他労働基準等に関する法令等
- (6) 建築基準法及びその他建築基準等に関する法令等
- (7) 消防法及びその他消防法等に関する法令等
- (8) 廃棄物処理法に関する法令等
- (9) 名護市情報公開条例
- (10) 個人情報の保護に関する法律及びその他の個人情報の保護に関する法令等
- (11) 肥料の品質の確保等に関する法律に関する法令等
- (12) その他関係法令

8 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の主要部門である堆肥等製造部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、清掃、警備等の業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではない。

9 業務内容

指定管理者は、名護市堆肥センターの設置及び管理に関する条例に定めるほか、次の業務を行うこと。

(1) 堆肥センターにおける事業の計画及び実施に関する業務

- ① 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守するとともに、必要な有資格者を確保し、堆肥センターの運営に支障がないようにすること。
- ② 当該事業に必要な許認可等を適正なスケジュールで取得すること。
- ③ 職員に対して、堆肥センターの管理運営に必要な研修を実施すること。
- ④ 作業全般に関わる安全対策の実施
- ⑤ 畜産農家の畜舎から排出する家畜排泄物等の受け入れに関する業務
- ⑥ 名護市食肉センター排出の汚泥の受け入れに関する業務
- ⑦ 名護市食鳥処理施設排出の汚泥の受け入れに関する業務
- ⑧ 名護市下水道及びし尿処理汚泥の受け入れに関する業務
- ⑨ その他、堆肥に資する原料の受け入れに関する業務
- ⑩ 堆肥等の販売価格等、施設運営に係る料金設定
- ⑪ 堆肥等の製造、運搬、散布及び販売に関する業務
- ⑫ 本施設で製造された堆肥等の販売代金及び手数料の徴収に関する業務
- ⑬ 会計帳簿等の書類の管理

※市内からの堆肥等の原料については、積極的に受け入れること。

なお、上記の業務に係る予定取扱原料（参考）及び堆肥等の品質として備えるべき条件を次のように記す。

- ・（処理方式：堆積方式（通気型））

表1 堆肥センターで受け入れ予定の作業日1日あたり原料（当初計画数量）

種 類	項 目	重 量 (t)	含水率 (%)	水分量 (t)	乾物量 (t)
(1)	肉用牛糞	1.08	84.3	0.91	0.17
(2)	乳用牛糞	1.01	88.0	0.89	0.12
(3)	牛糞（肥育）	4.06	78.0	3.17	0.89
(4)	豚糞（一貫）	11.69	81.0	9.47	2.22
(5)	豚糞（肥育1）	5.54	78.7	4.36	1.18
(6)	豚糞（肥育2）	0.06	75.0	0.05	0.01
(7)	鶏糞（ゲージ）	6.24	70.0	4.37	1.87
(8)	鶏糞（ウインドレス）	11.36	50.0	5.68	5.68
(9)	脱水汚泥	9.05	85.0	7.69	1.36
	合 計	50.09	73.0	36.59	13.50

※ 上表は、年間稼働日数 243 日での日平均受入れ量を示す。

表2 直近3カ年の年間原料受け入れ数量実績（水分含む重量）（参考）

種類	R 3年度 (重量：t)	R 4年度 (重量：t)	R 5年度 (重量：t)
牛糞（肉用牛）	544.72	226.30	122.30
豚糞	2,639.21	2,662.56	2,597.68
鶏糞	3,298.09	3,218.96	3,703.66
※汚泥	2,310.40	2,393.49	2,192.29
廃鶏ミンチ	209.01	221.54	98.65
その他（廃棄卵等）	47.59	54.09	50.03
副資材（チップ）	1,043.20	977.92	391.68
受入数量合計（年間）	10,092.42	9,754.86	9,156.29
受入数量（1日あたり）	41.53	40.14	37.68

※汚泥は、名護市し尿、下水道汚泥、名護市食肉センター、名護市食鳥処理施設の工業汚泥等

- ・堆肥等の品質として備えるべきの条件について
生産された堆肥等は、①取り扱い易く衛生的で、②作物の生育にとって安全で、かつ③施用効果のあることが重要となる。
以上の3項目を満たすため、下記（①～④）内容を堆肥等の品質として備えるべき条件とする。

- ① 取り扱い易く衛生的である。
 - ・水分が30%～50%の範囲にあり適切であること。
 - ・悪臭を発しないこと。
- ② 作物の生育にとって安全である。
 - ・発酵の際、材料の温度が60℃以上となる状態が2日間以上続き、病原菌や雑草種子が死滅していること。
 - ・植物の生育に異常を認めないこと。なお、コマツナによる発芽試験等により、異常の有無を検討すること。
- ③ 土壌、作物にとって有効であること。
 - ・有機物を25%以上（乾物あたり）有する堆肥等であること。
 - ・窒素(N)全量(乾物あたり)を1.5%以上有する堆肥等であること。
 - ・リン酸(P205)全量(乾物あたり)を1.5%以上有する堆肥等であること。
 - ・カリ(K)全量(乾物あたり)を0.5%以上有する堆肥等であること。
- ④ その他
 - ・製造堆肥等については、年に1度以上、成分分析により肥料成分の確認を行うこと。分析する成分については、製造堆肥等の状況に応じ、分析項目を適切に設定するとともに、分析結果について市へ報告すること。

【（参考）現在行われている成分等検査の主な内容】

水分（現物）	窒素全量（乾物）	苦土全量（乾物）
粗灰分（乾物）	リン酸全量（乾物）	炭素率（C/N比）
PH	加里全量（乾物）	銅全量（乾物）
EC	鉄全量（乾物）	マンガン全量（乾物）
石灰全量（乾物）	亜鉛全量（現物）	酸素消費量
発芽率	臭気指数相当値	

- ・上記品質条件以外で、堆肥等を取引する上で必要な条件がある場合には、当該取引条件を満足させること。

参照：堆肥化施設設計マニュアル 令和4年3月

（一般財団法人 畜産環境整備機構）

(2) 堆肥センターの使用許可等に関する業務

堆肥センター及びその設備（以下「施設等」という。）の使用の許可及び利用料金の徴収を行うこと。

(3) 堆肥センターの維持管理に関する業務

- ① 施設等の適切な運営のため、清掃、施設・設備点検等の保守管理及び修繕、樹木保全等敷地内環境美化を行うこと。

ア 清掃業務

- (a) 良好な環境衛生、美観の維持はもとより、施設等の健全なる保全を図ること。
- (b) 適切な方法により、埃、ゴミ、汚れ、シミ等を落とし清潔な状態に保つこと。

イ 電気、空調、給排水等設備管理

施設の電気設備、空調設備、給排水設備等の各設備の日常巡視点検を行うこと。

ウ 施設・設備、備品等の保守点検

- (a) 施設の機能を維持するため、施設、設備、器具等の状態について巡視点検を行い、関係法令に基づく法定検査等を行うこと。
- (b) 車輛については、運行日誌を作成し、運行前の点検を行い記録すること。

エ 施設等の修繕・改修工事

施設等の修繕・改修工事は、指定管理者が自己の費用にて実施する。ただし不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、土砂崩壊等。）又は人災（戦争、テロ、暴動等。））、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由）による大規模な修繕等（構造耐久上主要な部分）については、市と協議して決定します。

オ 樹木保全等

堆肥センター敷地内の高木、灌木等の植栽及び植栽地内を対象とし、施設の使用及び美観を維持するための剪定、除草、清掃等の業務を行うこと。

- ② 施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行うこと。
- ③ 建物損害保険については、市が加入するが、その他施設管理上必要があれば、指定管理者が加入すること。
- ④ 施設維持管理用消耗品（電球等）、事務用品消耗品（事務用品、応急処置用品等）、清掃用消耗品（洗剤、清掃用具等）の消耗品購入に関すること。
- ⑤ 電気使用料、燃料費、光熱水費を支払うこと。
- ⑥ 通信運搬費（電話料、郵便料等）を支払うこと。
- ⑦ 使用料（上・下水道使用料、NHK受信料等）を支払うこと。

(4) 事業報告

- ① 指定管理者は、堆肥センターの利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報を作成し、市が指定する期間保管し、求めがあった場合は提出すること。
- ② 毎月、利用状況及び業務日報（原料受入れ及び堆肥の販売状況、利用者からの意見、要望等とその結果及び対応を含む。）に基づいて事業報告を作成し、市が求める場合は、報告すること。
- ③ 利用状況については、日別、月別、年度合計額等を記載した文書を作成すること。
- ④ 施設修繕等施設管理に係る業務を実施した場合は、業務完了書の作成を行うこと。

(5) 点検の実施

施設利用者の意見、要望等を把握し、業務に反映させるため、名護市モニタリング実施要項（令和2年告示第177-2号）に基づき、自己点検を行い、市に報告すること。

(6) その他

- ① 緊急時の対策、防犯、防災対策について、マニュアルを作成し、従事者に指導及び訓練を行うこと。なお、防災対策については、市と十分に調整しながら行うこと。
- ② 個人情報保護について従事者に周知、徹底を図ること。
- ③ 利用者からの要望及び苦情等について、対処方法と未然防止策を図り誠意をもって対応すること。
 - (ア) アンケート等の実施により利用者の要望等を把握するよう努めること。
 - (イ) トラブルやクレームに対処するシミュレーションを十分行うこと。
- ④ 施設の管理運営（肥料の登録等含む）に必要な許認可を、適正なスケジュールで取得すること。
- ⑤ 施設、設備等について修繕が見込まれる場合、修繕計画を作成し、市に報告すること。

⑥ その他、堆肥センターの管理上、市が必要と認める業務を行うこと。

10 経費等について

(1) 指定管理料

① 施設の維持、管理及びこれらに類する経費は、独立採算制により施設の利用料金等で賄うものとする。

② 施設等の修繕・改修工事は、指定管理者が自己の費用において実施する。ただし、不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、土砂崩壊等。）又は人災（戦争、テロ、暴動等。））、法令変更及びその他、甲及び乙の責めに帰すことのできない事由）による大規模な修繕等（構造耐久上主要な部分）については、市と協議して決定します。

(2) 利用料金制の実施

① 地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用する。

② 指定管理者は、堆肥センターの利用料金を条例に規定する使用料の額の範囲内で市長の承認を得て定め、収入として収受し、管理運営に係る収支について責任を負うものとする。

③ 利用料金以外の人的サービスの提供、物販等による収入及び自主事業計画により実施する事業による収入を自らの収入とすることができる。

(3) 自主事業

指定管理者は、自らの提案により堆肥センターを利用して行う自主事業について実施することができる。この場合、施設使用について事前に市の承認を得るものとする。

(4) 指定管理料

堆肥センターの運営は、独立採算制を原則とし、指定管理料は支払わない。

(5) 利用料金の減免等

堆肥センターの利用料金の減免等は、名護市公の施設の管理に関する基本条例第21条、同条第22条、堆肥センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定を勘案した上で行うことができる。

(6) 事業報告

会計年度終了後、60日以内に名護市公の施設の管理に関する基本条例に基づき事業報告書を提出すること。

(7) 経理規程

指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(8) 実地調査について

市は必要に応じて、施設、物品、労務管理、各種帳簿等の現地調査を行う。

11 指定管理者が賠償責任を負う範囲

指定管理者は、堆肥センターの管理運営業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

ない。

なお、指定管理者においては、名護市が必要と認める損害賠償責任保険に加入すること。

1 2 物品の管理等

- (1) 指定管理者が行った修繕により結果として物品を取得することとなる場合は、その物品は、市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動について随時、市に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は業務において使用する備品については、定期又は随時に市の照合を受けなければならない。

1 3 業務を実施するに当たっての留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 堆肥センターは公の施設であることから、利用者に対しては必ず公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要領等を別に定める場合は、市と協議を行うこと。
- (3) 個人情報 の適正な管理のために次の必要な措置をとること。
 - ① 管理規程の整備、職員の意識啓発など管理的な保護措置
 - ② 電子計算機処理によるアクセス制限、データの暗号化などの技術的な保護措置、保管施設の整備など物理的な保護措置
- (4) 名護市及び国、地方公共団体並びに公共団体の事業への協力をすること。
- (5) 事業の管理運営に当たり、特定の企業を直接的に又は間接的に優遇したり宣伝活動を行ったりしてはならない。
- (6) その他、本仕様書に記載のない事項については、市と必ず協議すること。

1 4 その他

- (1) 指定管理者は、指定期間満了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく堆肥センターの管理業務を遂行できるよう引継を行うこと。
- (2) 事業の継続が困難となった場合の措置
 - ① 指定管理者の責めに帰すべき場合の措置
指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部を停止することができるものとする。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、堆肥センターの業務

を遂行できるよう引継を行うものとする。

② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定の期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく堆肥センターの業務を遂行できるよう引継を行うものとする。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。